

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成19年2月6日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 意見の対象となった届出に係る公告

平成18年9月12日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出）

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

丸亀VASALA（Bエリア） 丸亀市山北町字原窪59番1ほか

3 法第8条第1項の規定により丸亀市から聴取した意見の概要

本市の幹線道路沿いであり、当該開発地には教育施設、住宅地にも隣接していることから、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に十分留意して、出店準備、店舗運営を行うこと。

4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業部商工観光課

(2) 縦覧期間

平成19年2月6日（火曜日）から同年3月6日（火曜日）まで